

## 横浜歴史研究会政治的目的を定める規程

本規程は、横浜歴史研究会規約第六条 会員の権利と義務、2 会員の義務（2）政治的行為の制限に定める政治的目的について定めるものとする。

政治的目的とは次のものをいう。

- 1 公職の選挙において、特定の候補者を支持しまたはこれに反対すること
- 2 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持しまたはこれに反対すること
- 3 特定の政党その他の政治団体を支持しまたはこれに反対すること
- 4 特定の内閣を支持しまたはこれに反対すること
- 5 政治の方向に影響を与える意図で、特定の政策を主張しまたはこれに反対すること

付 則

（施行期日）

- 1 本規程は、平成30年1月9日から施行する。